

## D-9 尚美学園大学 研究活動の不正行為防止等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、本学における研究活動の不正行為の防止及び研究活動の不正行為に厳正かつ適切に対応するための措置に関し必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程において「不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことにより、投稿論文等に発表された研究成果の中に示されたデータ、調査結果等との関係で、次に掲げる行為をいう。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。
  - (2) 改ざん 研究資料、機器及び過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。
  - (3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用することをいう。
  - (4) 上記以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいことをいう。
- 2 この規程において「部局等」とは、学部、研究科及びセンターをいう。
- 3 この規程において「研究者」とは、教員、学生その他の本学において研究活動に従事するすべての者をいう。

### (学長の責務)

第3条 学長は、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、大学全体を統括する権限と責任を有する者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じる。

### (部局等の長の責務)

第4条 部局等の長は、当該部局等における不正行為を防止するための適切な措置及び不正行為に対し厳正かつ適切に対応するための措置を講じる。

### (研究者の責務)

第5条 研究者は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

- 2 研究者は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。

(研究倫理教育責任者)

第6条 部局等に、部局等における研究倫理教育について実質的な責任及び権限を持つ研究倫理教育責任者を置き、当該部局等の長をもって充てる。

- 2 研究倫理教育責任者は、次の各号に定める業務を行わなければならない。
  - (1) 当該部局等に所属する学生に対する研究倫理教育の実施及び研究者倫理に関する規範意識の徹底
  - (2) 当該部局等において研究活動に従事する者（前号に掲げる者を除く。）に対する定期的な研究倫理教育の実施及び研究者倫理に関する規範意識の徹底
- 3 研究倫理教育責任者は、必要に応じて研究倫理教育副責任者（以下「副責任者」という。）を置くことができる。

(研究データの保存)

第7条 研究者は、本学における研究活動で作成した生データ、実験・観察ノート等の研究データを、当該研究活動を終了するまでの期間保存しなければならない。ただし、国が定める指針、学会、論文掲載誌等（以下「学会等」という。）に特別の定めがある場合は、当該定めに基づき保存するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、研究者は、投稿論文等に発表した研究成果の中に示されたデータ及び研究結果等に関する研究データについては、学会等に特別の定めがある場合を除き、本学での研究活動の少なくとも終了後10年間保存するものとする。
- 3 第1項に定める研究データのうち紙媒体の資料の保存に際し、保存場所の狭隘等の理由により当該資料の全てを保存することが困難な場合には、学会等に特別の定めがある場合を除き、10年間までは紙媒体で保存し、それ以降は電子データ等に変換して保存することができるものとする。
- 4 研究室の主宰者は、研究室の学生、研究員等（以下「学生等」という。）が卒業若しくは修了又は転出した場合は、当該学生等が本学における研究活動で作成した研究データについて、次の各号に掲げるいずれかの措置を講ずるものとする。
  - (1) 研究データ又はその写しを前3項に規定する研究データに準じて保存する。
  - (2) 前号の措置を講じない場合は、研究データの所在を把握する。
- 5 研究者は、第1項の研究データを必要に応じて開示しなければならない。

(不正行為に関する受付窓口)

第8条 不正行為に関する告発を受け付け、又は告発の意思を明示しない相談を受ける窓口として、事務局に不正行為受付窓口（以下「受付窓口」という。）を設置し、その名称、場所、連絡先、受付の方法その他必要な事項を学内外に公表する。

- 2 前項の受付窓口は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 不正行為に係る告発又は相談の受付及び告発者又は相談者への受理の通知

(2) 前号により受け付けた不正行為事案の学長、部局等の長への報告

- 3 第1項の受付窓口の職員は、告発又は相談の内容及び告発者又は相談者の秘密を守るため、個室での面談並びに電話及び電子メールを担当職員以外の者が見聞できないようにする等の適切な措置を講じなければならない。

(不正行為の告発)

第9条 不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も受付窓口を通じ、書面、電話、FAX、電子メール、面談等により告発を行うことができる。

- 2 前項の告発は、原則として顕名により行うものとし、不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ名、不正行為の態様等及び事案の内容、不正とする科学的な合理性のある理由の明示がされている場合に限り受け付けるものとする。この場合において、告発者は、その後の手続における氏名の秘匿を希望することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、匿名による告発があった場合は、その内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- 4 学会その他の科学コミュニティ及び報道により不正行為の疑いが指摘された場合は、第1項の告発があった場合に準じて取り扱うものとする。
- 5 不正行為の疑いがインターネット上に掲載されている（不正行為を行ったとする研究者又はグループ、不正行為の態様及び事案の内容が明示され、かつ、不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る。）ことを本学が確認した場合は、第1項の告発があった場合に準じて取り扱うものとする。

(告発の取扱い)

第10条 学長は、前条第1項の告発があった場合は、その内容を確認し、又は精査し、本学が調査を行うべき機関に該当するときは、原則30日以内に第13条第1項に規定する調査委員会を設置し、速やかに調査を実施するものとする。

- 2 学長は、前項の規定により第14条に規定する調査を実施することを決定した場合は、告発者及び被告発者に対し調査を行う旨を通知するとともに、調査への協力を求めるものとする。この場合において、告発者のうち氏名の秘匿を希望した者に対しては、受付窓口を通じて通知するものとする。
- 3 学長は、第1項の規定により調査を実施することを決定した場合は、当該事案に係る研究に対する資金を配分した機関及びその機関を所管する関係省庁（以下「資金配分機関等」という。）に調査を行う旨を報告するとともに、被告発者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にもその旨を通知するものとする。
- 4 学長は、部局等の長と協議の上、当該告発が調査委員会において既に結論が出された事案と同一理由によるものであると判断した場合又は第2条第1項に規定する不正行為には明らかに該当しないと判断した場合には、調査は実施しない。

- 5 学長は、前項の規定により調査を実施しないことを決定した場合は、告発者に対し、その理由を付して通知するものとする。この場合において、告発者のうち氏名の秘匿を希望した者に対しては、受付窓口を通じて通知するものとする。

(告発の回付等)

第11条 学長は、本学が告発のあった事案について調査を行うべき機関に該当しない場合は、受付窓口を通じて該当する機関に当該告発を回付するものとする。

- 2 学長は、告発があった事案について本学以外にも調査を行う機関があると想定される場合は、受付窓口を通じて該当する機関に当該告発について通知するものとする。

(告発の意思を明示しない相談等の取扱い)

第12条 学長は、告発の意思を明示しない相談については、その内容に応じ、告発に準じてその内容を確認し、又は精査し、相当の理由があると認めた場合は、受付窓口を通じて相談者に対して告発の意思があるか否かを確認するものとする。

- 2 学長は、不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められているという告発又は相談については、その内容を確認し、又は精査し、相当の理由があると認めた場合は、受付窓口を通じて被告発者に対して警告を行うものとする。この場合において、被告発者が他機関に所属するときは、受付窓口を通じ、被告発者に対して行った警告の内容等について、被告発者が所属する機関に通知するものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、学長は、不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められているという告発又は相談の被告発者が他機関に所属する場合には、受付窓口を通じ、被告発者が所属する機関に当該事案を回付することができるものとする。

(調査委員会)

第13条 学長は、調査を実施することを決定した場合は、原則30日以内に調査委員会を設置し、調査を実施しなければならない。

- 2 調査委員会の委員の半数以上は、本学に属さない外部有識者でなければならない。また、全ての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

- 3 調査委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長が指名した者 3名
- (2) 研究分野の知見を有する者 若干名
- (3) 法律の知識を有する外部有識者 若干名

- 4 調査委員会に委員長を置き、前項第1号の委員のうちから学長が指名する。
- 5 学長は、調査委員会を設置した場合は、調査委員会の委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知し、調査への協力を求めるものとする。この場合において、告発者のうち氏名の秘匿を希望した者に対しては、受付窓口を通じて通知するものとする。
- 6 告発者及び被告発者は、前項の規定による通知を受けた調査委員会の委員について、通知を受理した日の翌日から起算して7日以内に学長に対して異議申立てをすることができる。この場合において、学長は、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会の委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知するものとする。
- 7 第5項に定めるもののほか、学長は、調査を実施することを決定した場合は、資金配分機関等に調査を行う旨を報告するとともに、被告発者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にもその旨を通知するものとする。

(調査方法等)

- 第14条 調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関する論文、生データ、実験・観察ノート等の各種資料の精査並びに関係者のヒアリング、再実験の要請等により調査を実施する。この場合において、調査委員会は、被告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 2 告発された不正行為が行われた可能性を調査するために、調査委員会が被告発者に再実験等により再現性を示すことを求めた場合又は被告発者が自らの意思によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を認めた場合は、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）を保障しなければならない。この場合において、被告発者が再現性を示すために行う再実験等は、調査委員会の指導・監督の下に行うものとする。
  - 3 関係資料等の調査に当たっては、他の方法による適切な資料の入手が困難な場合又は関係資料等の隠滅が行われるおそれがある場合には、被告発者の研究室で調査事項に関連する場所の一時閉鎖又は実験・観測・解析に係る機器、資料等の保全を行うことができる。
  - 4 前項の措置をとる場合には、必要最小限の範囲及び期間に止め、事前に被告発者が所属する部局等の長の承諾を得なければならない。
  - 5 一時閉鎖した研究室の場所の調査及び保全された機器、資料等の調査を行う場合には、被告発者が所属する部局等の長が指名する教員1名以上を立ち合わせなければならない。
  - 6 本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十

分配慮するものとする。

(本調査の中間報告)

第15条 学長は、本調査の終了前であっても、告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした資金配分機関等の求めに応じ、本調査の中間報告を提出するものとする。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第16条 調査委員会の調査に対して、被告発者が告発内容を否認する場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続で行われ、論文等がそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることについて科学的根拠を示して説明させなければならない。

(認定の手續)

第17条 調査委員会は、調査開始後、概ね150日以内に、調査内容について、不正行為が行われたか否かを認定する。

2 調査委員会は、不正行為が行われたと認定した場合は、その内容及び不正行為に関与した者とその関与の度合並びに不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割を認定する。

3 不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、併せてその旨の認定を行う。ただし、当該認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

4 調査委員会は、第1項に規定する認定を終了した場合は、直ちに調査結果（認定を含む。以下同じ。）を学長に報告しなければならない。

(認定の方法)

第18条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

3 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート等の各種資料等の不存等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為である

との疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の通知及び報告)

- 第19条 学長は、調査委員会の調査結果を速やかに告発者及び被告発者（被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。）に通知しなければならない。この場合において、告発者のうち氏名の秘匿を希望した者に対しては、受付窓口を通じて通知するものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、学長は、資金配分機関等に調査結果を報告するとともに、被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも調査結果を通知するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、学長は、悪意に基づく告発との認定があった場合は、告発者の所属機関にも通知する。この場合において、告発者のうち氏名の秘匿を希望した者に係る所属機関への通知は、受付窓口を通じて行うものとする。

(不服申立て)

- 第20条 告発者又は被告発者は、前条第1項の規定による通知を受けた調査結果に対して不服がある場合は、通知を受理した日の翌日から起算して14日以内に、学長に不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- 2 学長は、前項の不服申立てを受理した場合は、被告発者又は告発者に対し、不服申立てが行われた旨を通知しなければならない。この場合において、告発者のうち氏名の秘匿を希望した者に対しては、受付窓口を通じて通知するものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、学長は、第1項による不服申立てを受理した場合は、資金配分機関等にその旨を報告するとともに、被告発者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。
- 4 前2項に定めるもののほか、学長は、悪意に基づく告発と認定された告発者からの第1項による不服申立てを受理した場合は、告発者が所属する機関に通知するものとする。この場合において、告発者のうち氏名の秘匿を希望した者に係る所属機関への通知は、受付窓口を通じて行うものとする。

(不服申立てに係る審査)

- 第21条 学長は、前条第1項による不服申立て（悪意に基づく告発と認定された告発者からの不服申立てを除く。）を受理した場合は、速やかに調査委員会に対して不服申立てに係る審査を命じなければならない。
- 2 学長は、不服申立ての趣旨から新たに専門性を要する判断が必要となると認められた場合は、調査委員会の委員の交代又は追加を行うことができるものとする。この

場合において、学長は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者を指名し、又は委嘱するとともに、調査委員会の委員の半数以上が学外のもので構成されるようにしなければならない。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りではない。

- 3 学長は、前項の規定により調査委員会の委員の交代又は追加を行った場合は、交代又は追加した調査委員会の委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知するものとする。この場合において、告発者のうち氏名の秘匿を希望した者に対しては、受付窓口を通じて通知するものとする。
- 4 告発者及び被告発者は、前項の規定により通知を受けた調査委員会の委員について、通知を受理した日の翌日から起算して7日以内に、学長に異議申立てをすることができる。この場合において、学長は、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会の委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知するものとする。
- 5 調査委員会は、前条第1項の不服申立てを基に、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、調査委員会の認定の結果及び不正行為に関する資料を検討するとともに、必要に応じて関係者に対する事情聴取を行い、再調査の必要性について判定し、学長にその旨を報告しなければならない。
- 6 学長は、前項の規定による報告（以下この条において「報告」という。）の結果、調査委員会が当該不服申立てを却下すべきものと判定した場合は、告発者及び被告発者にその判定を通知するものとする。この場合において、告発者のうち氏名の秘匿を希望した者に対しては、受付窓口を通じて通知するものとする。
- 7 前項に定めるもののほか、学長は、報告の結果、調査委員会が当該不服申立てを却下すべきものと判定した場合は、資金配分機関等にその旨を報告するとともに、被告発者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。
- 8 学長は、報告の結果、調査委員会が当該不服申立ての目的を当該事案の引き延ばし又は第24条第1項に規定する処分の先送りと判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことができる。
- 9 学長は、報告の結果、調査委員会が再調査の必要があると判定した場合は、告発者及び被告発者にその判定を通知するものとする。この場合において、告発者のうち氏名の秘匿を希望した者に対しては、受付窓口を通じて通知するものとする。
- 10 前項に定めるもののほか、学長は、調査委員会が再調査の必要があると判定した場合は、資金配分機関等にその判定を報告するとともに、被告発者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にもその判定を通知するものとする。

(再調査及び再認定)

第22条 学長は、調査委員会が再調査の必要があると判定した場合は、調査委員会に対して速やかに再調査を命じなければならない。

- 2 調査委員会は、再調査を開始した場合は、概ね50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を学長に報告しなければならない。この場合においては、第14条並びに第17条第2項及び第3項の規定を準用する。
- 3 調査委員会は、再調査の実施に際し、不服申立てを行った者に対して先の調査結果を覆すに足る資料の提出その他当該事案の速やかな解決に向けての協力を求めることができるものとする。
- 4 調査委員会は、前項の協力を求めた結果、不服申立てを行った者から協力を得られない場合には、再調査を打ち切ることができるものとする。この場合において、調査委員会は、再調査を打ち切る旨を学長に報告しなければならない。
- 5 学長は、第2項の規定により報告を受けた再調査の結果又は前項の規定により報告を受けた再調査の打ち切り（以下この条において「再調査の結果等」という。）について、速やかに告発者及び被告発者に通知しなければならない。この場合において、告発者のうち氏名の秘匿を希望した者に対しては、受付窓口を通じて通知するものとする。
- 6 前項に定めるもののほか、学長は、資金配分機関等に再調査の結果等を報告するとともに、被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも再調査の結果等を通知するものとする。
- 7 告発者及び被告発者は、第5項の規定により通知された再調査の結果等に対して異議を申し立てることはできない。
- 8 前項の規定にかかわらず、告発者は、再調査の結果、悪意に基づく告発と認定された場合には、第20条の規定を準用し、異議を申し立てることができるものとする。

(告発者からの異議申立)

第23条 学長は、悪意に基づく告発と認定された告発者からの異議申立てを受理した場合は、調査委員会に対して速やかに再調査を命じなければならない。

- 2 調査委員会は、概ね30日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を学長に報告しなければならない。この場合においては、第17条第3項及び第21条第5項の規定を準用する。
- 3 学長は、前項の規定により報告を受けた再調査の結果を速やかに告発者、告発者が所属する機関及び被告発者に通知しなければならない。この場合において、告発者のうち氏名の秘匿を希望した者及び当該告発者に係る所属機関への通知は、受付窓口を通じて行うものとする。
- 4 前項に定めるもののほか、学長は、資金配分機関等に再調査の結果を報告するも

のとする。

- 5 告発者及び被告発者は、第3項の規定により通知された結果に対して異議を申し立てることはできない。

(不正行為があったと認定された研究者に対する処分等)

第24条 学長は、調査委員会において不正行為があったと認定され、当該認定が確定した場合は、不正行為を行った研究者に対して速やかに次に掲げる処分を科すものとする。

- (1) 不正行為の態様等に応じた懲戒処分
- (2) 研究費の使用停止、返還措置等の処分
- (3) 不正行為があったと認定された論文等の取下げの勧告

- 2 学長は、前項各号に掲げる処分を行うほか、関連論文掲載機関、関連教育研究機関等への通知、協議その他不正行為の排除のために必要な措置を講ずるものとする。

(悪意に基づく告発と認定された告発者に対する処分)

第25条 学長は、本学に所属している告発者が調査委員会において悪意に基づく告発と認定され、当該認定が確定した場合は、当該告発者に対して第33条第2項に規定する処分を科すものとする。

(公表)

第26条 学長は、調査委員会において不正行為があったと認定され、当該認定が確定したときは、次の事項を原則として公表するものとする。

- (1) 不正行為に関与した者の所属及び氏名
- (2) 不正行為の内容
- (3) 学長又は調査委員会が公表時までに行った措置の内容
- (4) 調査委員の所属及び氏名
- (5) 調査の方法、手順等
- (6) その他必要と認める事項

- 2 前項の規定にかかわらず、告発がなされる前に取り下げられた論文等において不正行為があったと認定された場合は、不正行為に係る者の所属及び氏名を公表しないことができる。

(例外的な公表)

第27条 学長は、調査委員会において不正行為が行われなかったと認定され、当該認定が確定した場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、公表までに調査事案

が学外に漏洩していた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。

2 前項ただし書きの規定により調査結果を公表する場合は、次の事項を公表するものとする。この場合において、悪意に基づく告発との認定があったときは、告発者の所属及び氏名を併せて公表する。

(1) 不正行為は行われなかったこと（論文等に故意によるものでない誤りがあった場合はそのことも含む。）

(2) 被告発者の所属及び氏名

(3) 調査委員の所属及び氏名

(4) 調査の方法、手順等

(5) その他必要と認める事項

(本学からの離職者に対する公表)

第28条 前2条の規定にかかわらず、学長は、既に本学を離職して他の研究機関等に所属している被告発者の告発された事案が、本学在職時に行っていた研究活動に関するものであり、かつ、告発された事案の調査を当該研究機関等と合同で本学に調査委員会を設置して実施した場合又は当該研究機関等からの依頼により本学に調査委員会を設置して実施した場合には、前2条に規定する公表を本学が行うか否かについて、当該研究機関等及び資金配分機関等と協議の上、決定するものとする。

(秘密保護義務)

第29条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。教職員でなくなった後も、同様とする。

2 学長は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。

3 学長は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。

4 学長又はその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(告発者等の保護)

第30条 告発者、被告発者及び調査協力者（以下「告発者等」という。）が単に告発した

こと、告発されたこと及び調査に対して協力したことを理由として、いかなる不利益な取扱いも受けることがないよう、学長及び部局等の長は、必要な措置を講ずるとともに、告発者等の職場環境等の保全に努めなければならない。

(調査中における一時的措置)

第31条 学長は、調査の実施決定後、調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、告発された研究に係る研究費の支出を停止することができる。

(不正行為が行われなかったと認定された場合の措置)

第32条 学長は、調査委員会において不正行為が行われなかったと認定され、当該認定が確定した場合は、前条に規定する措置を解除する。

2 学長は、不正行為が行われなかったと認定された者については、その名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じなければならない。

(悪意に基づく告発の禁止)

第33条 第2条第1項に規定する不正行為に明らかに該当しない告発で、かつ、虚偽の告発、被告発者を誹謗中傷する告発その他の被告発者又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする悪意に基づく告発を行ってはならない。

2 学長は、前項に規定する悪意に基づく告発があった場合には、当該告発者に対し、学則及び就業規則等に基づき、必要な処分を行うことができる。

(改 廃)

第34条 この規程の改廃は、教育研究評議会及び大学経営会議の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規程は、平成27年8月1日より施行する。

附 則

1 この規程は、令和4年3月1日より施行する。